

議案第21号

京田辺市立社会福祉センターの指定管理者の指定について

京田辺市立社会福祉センターの管理に関し、別紙のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、京田辺市立社会福祉センターの管理を指定管理者に行わせるため、提案するものである。



1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 京田辺市立社会福祉センター

所在地 京田辺市興戸犬伏 5 番地 8

2 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

名 称 社会福祉法人京田辺市社会福祉協議会

主たる事務所の所在地 京田辺市興戸犬伏 5 番地 8

代 表 者 の 氏 名 青木 二三代

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

4 公募によらずに指定することについて

京田辺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 2 条ただし書の規定により、指定管理者を公募によらずに指定する理由については次のとおり。

本件において指定管理の対象とする施設は、地域社会を基盤とする社会福祉の促進を図ることを設置の目的としている。地域福祉の場に市民の参加を促し、また、市民自らが地域福祉の担い手となることを目指した活動の拠点として本市の総合計画にも位置付けられた施設である。

その運営にあたっては、単に施設の貸館を行う業務を民間事業者による公募団体で管理運営するのではなく、施設の管理・運営と地域福祉の増進を図るため、様々な主体と連携し一体的に実施出来る管理者であることが、施設の設置目的に合致するとともに、社会福祉センターとしての機能が十分発揮されるものと考えられる。

したがって、本市において、地域福祉の増進を図ることを目的とする団体であり、京田辺市全域において地域住民と連携した組織運営を実施しており、様々な福祉団体を組織化している、社会福祉法人京田辺市社会福祉協議会が唯一の団体であり、京田辺市立社会福祉センター指定管理者として最も適した団体であると判断した。